

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年12月22日

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所
所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、木曽川中下流用水総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間：令和7年12月22日(月) から 令和8年1月6日(火) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 所長 津曲 孝一 宛

【担当】工務課

〒495-0036 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 工事概要等

別紙－1の通りとする。

- (2) 工事費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（１）「工事数量及び工事内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します（別紙－２参照）。

（３）技術者の職種と定義

国土交通省が公表予定である「令和７年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

５．募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- （１）提出期間：令和７年１２月２２日（月）から令和７年１２月２４日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで
- （２）提出場所：３．（３）に同じ。
- （３）提出方法：３．（４）に同じ。

６．質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- （１）閲覧期間：令和７年１２月２５日（木）から令和８年１月６日（火）まで
- （２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

７．参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

８．ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

９．その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

水 質 等 試 験 単 価 契 約

仕 様 書

令和 7 年 1 2 月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「水質等試験単価契約」（以下「本契約」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本契約は、木曽川右岸施設、木曽川大堰及び濃尾第二施設管内において、水質異常等が発生した際に、別紙 1「水質等試験項目一覧表」に示す項目について水質試験等を行うものである。

第 3 節 施工場所

試料の採取箇所は、木曽川右岸施設、濃尾第二施設管内であり、所在する市町村は別紙 2「試料の採取箇所」のとおりである。

第 4 節 納入場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1 木曽川用水総合管理所

第 5 節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで（夜間、土・日曜日及び祝祭日を含む）とする。

第 6 節 業務内容

受注者は、発注者が水質試験等を依頼した際、別紙 1「水質等試験項目一覧表」に示す項目について、水質等試験を行うものとする。

なお、水質等試験の項目・日時等必要事項については、別紙様式 1「水質等試験依頼書」にて発注者が指示する。

第 7 節 成果品の提出

受注者は、依頼毎に以下に示す成果品を提出するものとする。

(1) 水質試験結果報告書（紙ベース）

第 8 節 権利義務の譲渡等

受注者は、本契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第 9 節 疑義等

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は履行に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

－ 以 上 －

(別添)

水質試験単価 一覧表

分類	No.	試験項目	単位	単価
1. 土壌分析分析	1	ジェオスミン	項目	
	2	2-メチルイソボルネオール	〃	
	3	CODMn(化学的酸素要求量マンガン法)	〃	

【別紙】

施設箇所

試料の採取箇所は、下図に示す木曽川右岸施設、濃尾第二施設であり、所在する市町村は以下のとおりである。

○木曽川右岸施設（木曽川用水上流部）

岐阜県：関市、美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町

○濃尾第二施設（木曽川用水下流部）

岐阜県：羽島市

愛知県：津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村

三重県：桑名市、木曽岬町

